

核兵器のない世界へ － 国際人権法の視点から －

2026年7月18日

佐々木 亮

(聖心女子大学准教授)

1. 国際人権法の視点から 核兵器の非人道性を問う ... 問題の位置付け

国際法学における 核兵器の合法性問題の位置

- ・ 伝統的国際法における二分論 平時／戦時 国際法
※交戦国間では、戦時国際法が適用される。
- ・ 国際人権法は、「平時国際法」に属す。
- ・ 「核兵器使用の違法性」は、多くの場合、
国際人道法（武力紛争法）または軍縮法上の問題として
論じられてきた。
（「国際人権法と核兵器」を扱う研究は、驚くほど少ない）

国際人権法と核兵器を考える意義

(1) 国際法の構造変化

ハーグ法／ジュネーヴ法 区分の相対化

※ジュネーヴ諸条約第一追加議定書（1977年）第3編

武力行使禁止原則の確立・平時一元化

(2) 国際人権機関からの発言

生命に対する権利と核兵器

※自由権規約委員会一般的意見

6号（1982）・14号（1984）・36号（2019）

(3) そもそも・・・

核兵器の使用や核兵器による威嚇は、
究極の人権侵害の1つでは？

2. 国際法の構造変化

国際人権法と核兵器を考える意義

(1) 国際法の構造変化

ハーグ法／ジュネーヴ法 区分の相対化

※ジュネーヴ諸条約第一追加議定書（1977年）第3編

武力行使禁止原則の確立・平時一元化

(2) 国際人権機関からの発言

生命に対する権利と核兵器

※自由権規約委員会一般的意見

6号（1982）・14号（1984）・36号（2019）

(3) そもそも・・・

核兵器の使用や核兵器による威嚇は、
究極の人権侵害の1つでは？

国際人道法（武力紛争法）の意義の変容 と国際人権法の意義

(1) 伝統的な戦時国際法の目的

戦争被害による非人道性の軽減
軍事的効果との均衡

(2) 国際人道法（武力紛争法）と国際人権法の区分

国際人道法（武力紛争法）：

国家間の敵対行為を規律し、戦闘員および国家に義務を課す。
⇒ 平時の人権保障体制からの免脱である（Draper1971: 206）

国際人権法：

国家とその領域内または管轄下にある個人の関係を規律し、
国家に義務を課す。

国際人道法（武力紛争法）の意義の変容 と国際人権法の意義（続き）

（3）現代における変容

- ・ 武力行使禁止原則の下での国際人道法（武力紛争法）の意義
武力紛争という特有の状況下でも、一定水準の人間の尊厳の保護を継続することが強調される（M. J. Kelly 1997）。
- ・ 武力紛争法と国際人権法の“融和”
武力紛争下でも、国際人権法は固有の意義を有する。
武力紛争下で、人道法と人権法を同一視するのは、人権法を過度に狭く捉えた見方である（D. Stephens 2001）

核兵器使用の合法性事件ICJ勧告的意見（1996） における国際人権法への言及

- ・市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の戦争・武力紛争時における適用を肯定した。

The Court observes that the protection of the International Covenant of Civil and Political Rights does not cease in times of war, except by operation of Article 4 of the Covenant whereby certain provisions may be derogated from in a time of national emergency. (§ 25)

- ・恣意的に生命を奪われない権利は、戦闘下でも適用される。
ただし、恣意性の基準は、武力紛争下でも適用される特別法による。

In principle, the right not arbitrarily to be deprived of one's life applies also in hostilities. The test of what is an arbitrary deprivation of life, however, then falls to be determined by the applicable *lex specialis*, namely, the law applicable in armed conflict which is designed to regulate the conduct of hostilities.

生命に対する権利

= 人間のあらゆる権利の中で、最も基本的かつ根本的なもの
(the most basic or fundamental of all rights of man)

勧告的意見では、「恣意性」の定義は明確にされていない。

⇒ 自由権規約の解釈上の問題に属する。

⇒ 厳密に定義しないことにより、恣意的な生命の剥奪からの保護を幅広く提供するため (Ramcharan 1985)

3. 生命についての権利と 核兵器

国際人権法と核兵器を考える意義

(1) 国際法の構造変化

ハーグ法／ジュネーヴ法 区分の相対化

※ジュネーヴ諸条約第一追加議定書（1977年）第3編

武力行使禁止原則の確立・平時一元化

(2) 国際人権機関からの発言

生命に対する権利と核兵器

※自由権規約委員会一般的意見

6号（1982）・14号（1984）・36号（2019）

(3) そもそも・・・

核兵器の使用や核兵器による威嚇は、
究極の人権侵害の1つでは？

自由権規約委員会の見解

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

第6条

- 1 すべての人間は、生命に対する固有の権利（**inherent right to life**）を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。

一般的意見 6 号（6条：生命に対する権利、1982.7.27）

- 1 規約第 6 条で定められた生命に対する権利は、すべての国家報告で取り扱われてきた。これは、国民の生存を脅かす公の緊急事態時においてさえいかなる停止も認められない至高の（supreme）権利である（第 4 条）。[...]
- 2 委員会は、戦争及びその他の大規模破壊行為が人類の苦しみであり続けており、毎年罪の無い数千人の人々の生命を奪い続けている、と考える。国際連合憲章の下では、いかなる国家によるものであれ他の国家に対する武力による威嚇又は武力の行使は、固有の自衛権行使の場合を除く他、既に禁止されている。委員会は、国が恣意的な生命の喪失を引起こす、戦争、集団殺害行為（acts of genocide）及びその他の大規模破壊行為（other acts of mass violence）を防止する至上の義務を負っている、と考える。戦争、特に熱核戦争（thermonuclear war）の危険を防止しそして国際の平和と安全を強化するためにとられるあらゆる努力は、生命に対する権利の擁護にとって最も重要な条件及び保障となるであろう。[...]

※自由権規約委員会一般的意見6号・14号は、同36号（2019.9.3）によって置換されているが、重要な指摘を含むので、敢えて紹介する。

一般的意見14号（6条：核兵器と生命に対する権利、1984.11.2）

3. 武力衝突の際に通常兵器により奪われる人命の犠牲に対する強い懸念を保持しつつ、[...] 大量破壊兵器の開発、拡散に対する関心の増大を表明してきたことに留意するが、これは人命を脅かすにとどまらず、武器のために使われなければ重要な経済的及び社会的目的、とりわけ開発途上国の利益のために使われ、すべての者の人権の享有を促進しかつ保障するために利用されていたであろう資源を浪費するものである。
4. [...] 核兵器の設計、実験、製造、保有及び配備が、生命に対する権利にとって、今日人類の直面する最大の脅威であることは明白である。この武器が、戦争の場合だけでなく人間や機械の過失や故障によってすら現実に用いられかねないという危険によって、この脅威の度合いは増している。
5. さらに、その存在自体と脅威の重大さにより、国家間に猜疑心と恐怖の雰囲気醸成されるのであり、このこと自身が、国連憲章及び国際人権規約に基づく人権と基本的自由に対する普遍的な尊重と遵守の促進に対して敵対するものである。
6. 核兵器の製造、実験、保有、配備及び使用は禁止され、人道に対する罪として認識されるべきである。

一般的意見36号（6条：生命に対する権利、2019.9.3）

66. 特に核兵器のような大量破壊兵器の脅威や使用は、無差別で、本質的に破滅的なレベルで生命を奪うため、生命に対する権利と相容れず、国際法の下において犯罪に該当し得る。締結国は、非政府組織を含め、大量破壊兵器の拡散の防止、既存の大量破壊兵器の処理、大量破壊兵器による不測の事故を防ぐために、国際法上の義務に従って、大量破壊兵器の拡散を阻止するために必要な全ての手段を採らなければならない。それには、非政府組織の大量破壊兵器の取得の防止、研究開発、製造、試験、入手、保管、売却、移送、使用の阻止、保管された大量破壊兵器の破壊、偶然の使用を阻止する適当な方法の設定を含む [n264]。また、締結国は厳格で効果的な国際的なコントロールの下で、核武装解除に向けて、誠実な交渉に努める国際的な義務を果たすべきである [n265]。

さらに、締結国は、国際的責任の原理に従って、大量破壊兵器の実験や使用によって被害を受けたり、その影響を受けている被害者らに対して、十分な補償を与えなければならない [n266]。

n264・n265：核不拡散条約、核兵器禁止条約上の国家の義務でもある。

一般的意見36号（6条：生命に対する権利、2019.9.3）

69. [...]戦争及び他のあらゆる武力紛争を避けるための努力、及び国際的な平和と安全の強化は、生命に対する権利のための最も重要なセーフガードである [注271]。

「一般的意見」の法的性格と意義

(1) 法的拘束力はないが、有権的解釈 (authoritative interpretation) である。

(2) 生命に対する権利 (right to life) の慣習法性

世界人権宣言3条

ヨーロッパ人権条約2条・米州人権条約4条・アラブ人権憲章4条
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章4条

日本国憲法31条

**(3) 国際社会における立憲的価値としての人権と
核兵器廃絶規範の架橋**

自由権規約委員会一般的意見36 para.66と
核兵器禁止条約1条

3. より広い文脈で...

－人権としての平和－

権利としての平和

平和および人類の利益のための科学的・技術的進歩の利用に関する宣言（Declaration on the Use of Scientific and Technological Progress in the Interests of Peace and for the Benefit of Mankind, 国連総会決議3384 (XXX), 1975.11.10）

テヘラン宣言（Proclamation of Teheran, 13 May 1968）

- ・ 平和と正義は人権及び基本的自由の完全な実現にとって不可欠であることを承認する。
- ・ 侵略や武力紛争による大規模な人権否定を除去するために協力することは、国際社会の義務である（前文、§ 10）

総会決議33/73 Declaration on the Preparation of Societies
for Life in Peace 前文 ：核兵器に言及

権利としての平和（続き）

国連人権委員会（Commission on Human Rights）

決議5 (XXXII), 1976.2.27

- ・ 国際的平和と安全の条件の下に生きる権利（§ 1）

同決議4 (XXXIII), 1977.2.21

- ・ 国際協力に基礎を置く人権としての平和権（right to peace）（§ 4）

国連総会決議33/73：平和的生存への社会的準備に関する宣言

（Declaration on the Preparation of Societies for Life in Peace, 1978.12.15）

- ・ 前文で核兵器に言及

国連総会決議39/11：人民の平和権に関する宣言

（Declaration on the Right of Peoples to Peace, 1984.11.12）

権利としての平和（続き）

平和権宣言（Declaration on the Right to Peace）

人権理事会決議32/28、2016.7.1

総会決議71/189、2016.12.19

平和の保障としての国際対話年2023

（International Year of Dialogue as a Guarantee of Peace）、
総会決議77/32, 2022.12.6

まとめに代えて： 核兵器廃絶に向けた国際人権法の発展

(1) 「平和権宣言」の意義

国家に平和権を実現する義務を課し、国家の軍事行動を制約する。
個人が国際社会の構造に関与する道を開く（笹本2025: 144-145）。

(2) 核兵器廃絶に向けた（国際）法の発展

- ・ 核兵器の包括的禁止（開発・実験・生産・製造・取得・保有・貯蔵・移転）
- ・ 核兵器使用合法性事件ICJ勧告的意見から核兵器禁止条約までの法の発展
- ・ 基底的規範としての国際人権基準

(3) 個人の権利としての平和の実現過程としての核兵器廃絶

- ・ 生命に対する権利を実現する国家の義務
 - 核兵器を含む大量破壊兵器の拡散防止・既存の兵器の処理・事故防止
 - 被害者への十分な補償
 - 生命に対する権利へのセーフガードとしての戦争・武力紛争の回避、国際的な平和・安全の強化

主要参考文献（公文書等を除く）

笹本潤『権利としての平和－安全保障分野における平和権の意義』国際書院、2025

寺谷広司「断片化問題への応答としての個人基底的立憲主義」『世界法年報』28号（2009）

廣瀬和子「核兵器の使用規制」村瀬信也、真山全（編）『武力紛争の国際法』東進堂、2004

最上俊樹「国際立憲主義批判と批判的国際立憲主義」『世界法年報』33号（2014）

佐々木亮「平和に対する人権とその意義－国際法における平和権の形成と発展」植木俊哉ほか（編）『国際刑事法・人権・法の支配（尾崎久仁子先生古稀記念）』信山社、2026近刊

Kelly, Michael J., *Peace Operations : Tackling the Military, Legal and Policy Challenges*, Australian Gov. Pub. Service, 1997

Ramcharan, Bertrand G. (ed.), *The Right to Life in International Law*, Martinus Nijhoff, 1985

Stephens, Dale, 'Human Rights and Armed Conflict: the Advisory Opinion of the International Court of Justice in the Nuclear Weapon Case' in: *Yale Human Rights and Development Law Review*, vol. 4 (2001)